

令和6年4月18日

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 岡 田 潤一郎 殿

日本土地家屋調査士会連合会

監 事 古 尾 圭 一

監 事 泉 清 博

監 事 久 保 直 生

令和5年度監査報告

日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「会則」という。）第63条の規定に基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）決算報告書についての監査を実施した。

それに当たり、日本土地家屋調査士会連合会会計規則（以下「会計規則」という。）第58条及び第59条の規定に基づき、期末監査としての出納事務の検査、会計並びに業務執行及び連合会の運営に係る事業の管理の監査を実施した。

なお、業務執行については、必要に応じて理事会等に出席し、実地において業務執行状況を観察し監査した。

については、会則第63条及び会計規則第61条の規定に基づき、上記の結果に意見を付し、下記のとおり報告する。

記

【監査会実施日及び場所】

中間監査：令和5年11月30日、12月14日

連合会会議室

期末監査：令和6年2月22日、4月18日

連合会会議室

【業務監査実施日及び場所】

第2回理事会：令和5年7月4日、5日

土地家屋調査士会館会議室

第3回理事会：令和5年8月24日

連合会電子会議室

第4回理事会：令和5年9月6日、7日

土地家屋調査士会館会議室

第5回常任理事会：令和5年10月11日

連合会電子会議室

第1回全国会長会議：令和5年10月17日、18日

東京ドームホテル

第5回理事会：令和5年11月1日	連合会電子会議室
第6回常任理事会：令和5年11月29日、30日	連合会会議室
第6回理事会：令和5年12月13日、14日	土地家屋調査士会館会議室
第2回全国会長会議：令和6年1月17日、18日	東京ドームホテル
第7回理事会：令和6年2月21日、22日	土地家屋調査士会館会議室

1 会計監査について

(1) 監査の概要

令和5年度決算については、令和5年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録（以下「決算報告書」という。）並びに証憑書類、元帳等帳簿その他関係書類等について、監事全員が分担の上、決算報告書の表示・開示の検討及び元帳等との照合、元帳等帳簿の閲覧・通査、残高証明書・預金通帳・契約書等の証憑との照合、商品・貯蔵品の棚卸立会及び現金実査表の確認、役員及び職員の報告及び説明並びに監事からの質問等を実施し、監事相互に意見交換を行い、会計監査を実施した。

(2) 監査の結果

令和5年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録については、適正に処理されているものと認められた。

(3) 意見

① 特別会計の財務管理について

特別会計設定の目的は、特別会計における資金の分別管理に加えて、収支、正味財産の増減及び財産の状況を把握することにある。そのためには、当該特別会計における費用、支出には、人件費等の管理費を含めて収支計算、正味財産計算することが必要である。とりわけ、電子証明特別会計、特別研修特別会計及び共済会特別会計において事業を実施している特別会計では、人件費等の管理費を費用、支出に含めて計算することが、各特別会計の実態を把握するために重要であるので検討する必要がある。

② 特別会計の資金残高の用途について

電子証明特別会計、特別研修特別会計及び共済会特別会計の資金残高については、日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程第6条において、「特別会計の支出は、この規程及びそれぞれの特別会計の設置目的を執行するために必要なものに限るものとし、総会の承認を得た予算に基づいて執行しなければならない。」とされていることから、当該特

別会計の範囲内に用途が限定されると解釈されている。そのため、令和 6 年 3 月 31 日現在の電子証明特別会計の預金残高 82,800,553 円、特別研修特別会計の預金残高 9,288,610 円及び共済会特別会計の預金残高 56,729,011 円は、当該会計の範囲内でのみ使用ができるとされている。しかし、電子証明特別会計の令和 5 年度の事業費は 9,331,724 円で、その事業費の約 8~9 年分の預金残高を有しており、共済会特別会計の令和 5 年度の事業費は 16,736,263 円で、その事業費の約 3~4 年分の預金残高を有していることになる。

各特別会計において将来の事業計画を策定し、必要な資金を超える預金残高については、一般会計等で使用することが日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）全体の資金の有効活用につながると考えるので、規程の改正も含めて検討していただきたい。

③ 会館拡充準備金についての議論の継続について

令和 5 年度決算の時点において、会館の拡充のために会館特別会計に計上された特定資産 115,166,275 円に加えて、一般会計に会館拡充準備金 50,000,000 円を保有している。当該特定資産について、会館特別会計の存続並びに会館拡充準備金及び会館特別会計積立資産の整理の必要性については、令和 5 年度において協議を進めており、一定の方向性が示されており、当該資金の使用方法について、会館特別会計の廃止等も含めて引き続きの検討が望まれる。

④ 財政調整積立金について

連合会は、令和 5 年度において、予算どおり財政調整積立金を 20,000,000 円積立て、令和 5 年度末における財政調整積立金特別会計における財政調整積立金残高 185,914,771 円を有している。

財政調整積立金は、不測の事態が生じた場合に連合会事業に支障を生じさせないために内部留保を確保することを目的とするものであるが、当年度の会費収入を将来の事業に充当するものであることから、その積立金の積立目標額を明確にし、目標達成後は、当該財源は連合会の本来事業に充当することが適切であり、そのための中長期の事業計画を策定することが望まれる。

⑤ 特別会計の廃止と資金の一般会計への繰入れについて

周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止し、両会計の財産は、令和 6 年 4 月 1 日に一般会計へ繰り入れ、一般会計において特定資産として取り扱う旨決議されている。これにより、令和 6 年 3 月 31 日現在における周年事業特別会計の周年事業特別会計積立資産 34,294,657 円及び財政調整積立金特別会計の財政調整積立金特別会計積立資産 185,914,771 円を令和 6 年 4 月 1 日にそれぞれ一般会計の特定資産に繰り入れている。この会計処理は、第 80 回定期総会における決議に基

づいて行われたもので、適切な処理と考える。

2 業務監査について

(1) 監査の概要

令和5年度業務監査については、2回の監査会のほか、常任理事会、理事会及び全国会長会議に出席し、また、連合会のグループセッション内の意見交換等を通じて、連合会役員
の業務執行状況について監査を行った。

中間監査、期末監査においては、役員に事業計画に関する経過報告及び関係資料の提出
を求め、必要に応じて質疑応答を行った。

(2) 監査の結果

令和5年度の事業計画を適切に執行するとともに、土地家屋調査士制度の充実と発展の
ために、適宜業務改善と環境変化等に対する即時対応の執行に努力していることが認めら
れた。

(3) 意見

中間監査の時点において、定時総会以降の会務執行状況の報告及び各理事会での質疑状
況を見聞した際には、新役員体制となって当初はまだ慣れない部分があると思われたが、
期末監査の時点においては、連合会の役員及び委員各位が真摯に業務執行、会務改善に尽
力していると感じ取れた。ただし、更なる土地家屋調査士制度の充実・発展のために下記
の事項につき意見を付す。

① ADR 認定土地家屋調査士制度の在り方について

現行法制度における ADR 認定土地家屋調査士の需要は少ないと思われるが、特別研修
の内容は全会員が受けるべき内容のものであると考える。次の土地家屋調査士法改正に
向けて、制度の在り方について継続して検討をしていただきたい。

② ADR センターについて

各 ADR センターでは、取扱件数が増加すれば、担当者の負担が大きくなることから、
取扱件数が増加しない方が運営の負担が少ないというジレンマを抱えている。運営側の
負担を軽減しつつ、もっと国民のために役に立つ ADR センターへ育て上げていけるよう
継続して検討をしていただきたい。

③ 会員の広場のログイン ID、パスワードの流用について

今回、新人研修での受講管理がきっかけで流用されている事実が判明したが、潜在的
に多くの会員が流用している懸念もあるため、今後必要に応じて一度リセットして再発
行をすることも検討していただきたい。

④ 事務局職員の待遇について

職員数を削減していたことが土地家屋調査士法人の登録事務遅滞の遠因として、元の23人体制にするため、職員を新規採用するとしたことは理解できるが、縦割りに担当が分かれているため業務の分担ができないという問題や、一部の事務局職員の残業が多いという問題も残っているため、適切な配置や業務改善について継続して検討をしていただきたい。

3 監査の総評

令和5年度の監査における会計監査及び業務監査については、前述のとおり慎重かつ厳格に監査を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでは通常とは違う会務運営が求められてきていたが、ようやく通常の会務運営ができるようになってきたように思われる。一方で、通常の会務運営を知らない役員もおられるため、円滑な会務運営が行われるように、役員間の情報共有に努めていただきたい。

また、昨年度の監事意見の中で、「土地家屋調査士総合研究所の設置について」何ら進展がないとの指摘があったので、特に土地家屋調査士総合研究所の構想について注視していたが、現研究所をリニューアルして諸規則の改正を行い、今後再整理するとの説明があり、バーチャルなものを構想していることが理解できた。会員に土地家屋調査士総合研究所の目的と意義を分かりやすく伝え、構想を実現するよう、引き続き努力していただきたい

会員数が毎年約200名ずつ減少していく中、今後更に厳しい状況が待ち受けていることとなるが、より一層土地家屋調査士制度の充実と発展に向け尽力していただきたい。

以上